

令和7年度事業所防災リーダー優良企業募集要項

1 事業所防災リーダー優良企業認定制度の目的

東京都では、平時から直接都とつながって防災情報を受け取り、従業員の安全確保や帰宅困難者対策など、事業所の防災対策の旗振り役となる「事業所防災リーダー」の登録制度を進めています。この事業所防災リーダーを中心に事業所の防災対策を徹底することで、大規模災害発生時に、被害を抑制し帰宅困難者の発生による混乱を防止すること等が期待されます。

この制度は、事業所防災リーダーを登録する企業等の中から、リーダーを中心に特に優れた防災の取組を実施している企業等を「事業所防災リーダー優良企業」として認定し、広く都民に周知することで、事業所防災を推進する社会的機運を醸成し、帰宅困難者対策等の実効性の確保を図ることを目的としています。

2 応募対象

都内に本社又は事業所が所在する企業、社団法人、財団法人、特定非営利活動法人、個人事業主等（以下「企業等」といいます。）で、次の（1）及び（2）の部門ごとに、事業所防災リーダーを活用し優れた防災の取組を行っている企業等

（1）大規模事業所部門

都内にある事業所で常時使用する従業員数の合計が100人を超える企業等

（2）中小規模事業所部門

都内にある事業所で常時使用する従業員数の合計が100人以下の企業等

※（1）及び（2）ともに直近5年度の間に優良企業の認定を受けた企業等は、応募いただけません。

※労働関係法令等に関し重大な違反がある場合及びその他の法令上又は社会通念上、認定するにふさわしくないと判断される問題等を起こしている企業等の場合は、応募いただけません。

3 認定対象の取組

（1）大規模事業所部門

以下のア・イの取組

（2）中小規模事業所部門

以下のイの取組

	取組内容	事例
ア	事業所防災リーダーの展開	<ul style="list-style-type: none">・1事業所に複数の事業所防災リーダーを登録・防災所管部署以外にも幅広く事業所防

		<p>災リーダーを登録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本社だけでなく支店／事業所にも事業所防災リーダーを登録
イ	事業所防災リーダーを中心とした取組	
	①従業員や利用客の安全を守るための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・職場の整理整頓 ・従業員や利用客の安否確認 ・従業員や利用客の避難誘導 ・応急救護 ・要配慮者対応 等
	②事業所単位での備蓄、訓練、普及啓発等の防災の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所単位での情報収集 ・事業所の備蓄 ・防災訓練 ・防災の普及啓発 ・防災マニュアルや BCP 等
	③地域と連携した防災の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の防災活動 ・消防団 ・一時滞在施設 等

(3) 「東京都一斉帰宅抑制推進企業」「東京都一斉帰宅抑制推進モデル企業」の認定企業は、事業所防災リーダーを登録し、認定時の取組を継続的に実施又は改善して実施している場合は、その取組で応募することができます。

(4) 応募された取組は、優良企業認定された場合、原則として公表します。

4 応募方法等

(1) 応募締切り

令和 8 年 1 月 13 日（火曜日）

(2) 提出書類

- ・事業所防災リーダー優良企業認定申請書（様式第 1 ※及び様式第 1 の 2）
- ・事業所防災リーダー優良企業要件該当申告書（申請書別紙 1）
- ・取組内容が分かる資料（報告書、社内報、研修資料等）、写真等のデータ
- ・企業等の概要が分かる資料（会社・団体パンフレット等）
- ・（ノウハウの共有が可能な場合）共有可能なマニュアル、訓練ツールのデータ

※代表者印は不要です。

※「大規模事業所」「中小規模事業所」の区分により、様式第 1 の 2 の記載内容が変わりますので、該当の様式でご提出ください。

(3) 応募書類の提出

応募書類は、原則としてデータで提出してください。

ア 「認定申請書（様式第1及び申請書別紙1）」はエクセルデータで、添付書類である「取組内容が分かる資料（報告書、社内報、研修資料等）、写真等」、「企業等の概要が分かる資料（会社・団体パンフレット等）」及び「共有可能なマニュアル、訓練ツール」については、任意のデータ形式で以下の提出先メールアドレスに提出してください。

（提出先メールアドレス）DPL-Secretariat@urbanconnections.jp

イ データでの提出が難しい場合「認定申請書」及び添付書類一式を下記の宛先へ郵送してください。

【事務局】

（宛先）〒141-0001 東京都品川区北品川5-5-15 大崎ブライトコア15階
株式会社アーバン・コネクションズ

※メールの件名若しくは郵便封筒に「令和7年度事業所防災リーダー優良企業認定申請書の提出」と記載してください。

※メールを送付する際や「認定申請書」の添付書類を郵送、持参いただく際には、あらかじめ事務局まで電話連絡をお願いいたします。（直通：03-6432-5691）

ウ 応募された書類等は返却いたしません。あらかじめご了承ください。

5 審査について

（1）認定基準

審査は、以下の認定基準に基づき総合的に実施します。

なお、具体的な審査の経緯や内容は非公開とします。お問合せをいただいても一切お答えできません。あらかじめご了承ください。

「大規模事業所」の認定基準	<p>以下の（1）（2）の基準に照らして優れた取組を行っていること。</p> <p>（1）事業所防災リーダーの登録</p> <ul style="list-style-type: none">①事業所防災リーダーの登録数（登録数が多い）②事業所防災リーダーの展開（防災所管部署以外にも多様な展開をしている） <p>（2）事業所防災リーダーによる防災の取組</p> <ul style="list-style-type: none">①創造性、実効性のある取組（創意工夫をしている、効果の検証をしている）②ノウハウの共有（自社のマニュアルや訓練ツールを公表できる）③一斉帰宅抑制推進企業・モデル企業の取組
---------------	--

「中小規模事業所」の認定基準	<p>以下の基準に照らして優れた取組を行っていること。</p> <p>事業所防災リーダーによる防災の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ①創造性、実効性のある取組（創意工夫をしている、効果の検証をしている） ②ノウハウの共有（自社のマニュアルや訓練ツールを公表できる） ③一斉帰宅抑制推進企業・モデル企業の取組
----------------	--

(2) 審査に必要な資料の追加提出等について

- ア 審査に当たっては、追加資料の提出、ヒアリング等をお願いする場合があります。
- イ 応募書類の記載内容が事実と異なっていることが判明した場合、公表後であっても認定を取り消すことがあります。

(3) 優良企業認定件数

- ア 大規模事業所部門 2社程度
- イ 中小規模事業所部門 2社程度

6 優良企業の公表等

- (1) 東京都のホームページ、事業所防災リーダーオフィスページ等で、企業名と取組内容を公表します。その他雑誌メディアや防災イベント等でも取組内容を紹介していきます。
- (2) 知事が出席する表彰式（公開）で、賞状を授与します。
※令和7年度は2月頃を予定しています。やむを得ない事情が発生した場合には中止・変更となることがあります。

7 その他

- (1) 応募された書類等に含まれる個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）及びその他関係法令を順守します。
- (2) 応募された内容について、認定に先立ち東京都職員又はその指示を受けた者が電話、訪問等で確認させていただく場合があります。
- (3) 優良企業認定後は、公表に当たっての調整のほか、都の事業への協力を依頼させていただく場合があります。

8 問合せ先：事務局

株式会社アーバン・コネクションズ

〒141-0001 東京都品川区北品川5-5-15 大崎ブライトコア15階

電話：03-6432-5691

メール : DPL-Secretariat@urbanconnections.jp

問い合わせ時間 : 平日午前 9 時から午後 5 時まで